平成九年た第一号

定

本 籍 金沢市・ 東力二丁目二八 、番地二

金沢市北安江町四七九の九 請

住

居

求 人 廣

秀

樹

野

昭 和三九年一一月二 六日生

渡した有罪 0 確定判決 (以下 「原判決」 という。)に対し、 請求 人 カン ら再・ 審 の請

請求人に対する傷害、準強姦被告事件につき、当裁判所が平成四年八月三日

い

求 が あ 0 たので、 当裁 判所は、 請求人及び検察官の意見を聴い た上、 次 のとお り決

定する。

文

に言



本件再審の請求を棄却する。

理

由

本件再審請求の趣意

本件 再 審 請 求 0 趣意は、 請求人作成の再審請求趣意書第1部、 同第 2 部、 上申

審 書二部 理 由 0 平 補 成 充 九年 書 第 部 0 月 な いい 五 日 L 第 付 五 0 部 t 0 記 及び 載 のとお 平 成 りであ 年 り、 _ 月三日 その主張するところは 付 0 #5 0 及び再

必ず しも明瞭 とは 言 VI 難 い が、 要約す ると以下のとお りである。

1 請 求 人 は、 原 判 決が 認定し た傷害 及び 準 強 姦 0 被害者安藤 文 が 抗拒 不能 との

認 識 は な < また、 安藤 0 同 意 が 推 定され る事 情 を認 識 して 1 たの で、 準 強姦

の故意がなかった。

2 安藤は、 内心にお いて、 請求人から殴られることを予想し、 覚悟を決めてい



た。

3 請 求 人は、 本件 犯行前約半年間にわたる安藤の一 連の言動によって狂気に追

VI 込まれ て いた。 本件犯行 は、 安藤 に対するそれまでの 不 信 感と疑 心 暗 鬼

が頂

点に達し、 形容し難 い恐怖感に駆られたことによる反射的行動である。

4 請求人は、 本件犯行当時、 司 僚や上司らの悪意 • 悪霊 に支配された傀儡 のよ

うなものであった。

5 請 求人は、 本件犯行当時、 極度の過労のため思考能力が著しく低下していた。

6 安藤 のわがままを矯正するため、 そして、 同僚や上司らの 悪意 • 悪霊 によ

支配 カコ 5 同 女を 救う ため に は、 誰 カン から 殴ってやるの から 唯 0 方法であ 0

7 び 北 原 野 判 奈 決 美 が の司法警察員に対する各供述調 証 拠として掲げてい る松平日出男、 書の内 池 容は虚偽である。 田 宏美、 梅 野 博之、 安田 敏及



請 求 人作 成 0 前 記 書 面 0 内容を総合すると、 本件再審請求は刑事 訴 訟法四三五

条六号に基づくものと解される。

前記 1は無罪の主張であり、 同2ない し6の主張も、 被害者の

承

諾

0 存 在 (同 2 責任能 力 0 欠如 (同 3 な い し 5) 正当な懲戒行 為 あ る い は 緊

急 避 難 (同 6 の主張とそれぞれ解釈することが可能である (なお、 過 剰 防 衛 な

あ り、 過剰 右法条にいう刑の 避難 0 趣旨と解される主張もあるが、いずれも任意的な刑の免除 免除を言 い渡すべき場合に該当しない 不適法な主張であ 事 由 0

る。)。

かし、 件記録を原判決の訴訟記録と総合して調査しても、 右各主張に対応

する 「明らか な証拠」、 すなわち、 原判決の事 実認定につき合理的な疑 VI を生じ



させ、その認定を覆すに足りる蓋然性のある証拠は認められない。

また、 前記一7に お 11 て指 摘する当該各供 述調 書 0 内 容 に 照らすと、 その主

張

は、 渡しを受けた者に対して刑の免除を言 およそ刑 事 訴 訟 法 四三 五 条六 号の 1 「無罪 、渡し、 若 L 又は原判決に < は 免訴 を言 お VI い 渡 て認めた罪より し、 刑 0 言 い

軽 VI 罪を認め るべき明らか な証 拠」の発見に該当しな

さらに、 件 記 録 を調 査 しても、 他 に 適 法 な 再 審 理 由 0 主 張 は 見 当 たらない。

よって、 本件再審請求は理由がない ので、 刑事訴訟法四四七条一項により、 主

文のとおり決定する。

平成一一年二月二五日

金沢地方裁判所第三部

裁判長裁判官

石

Щ

容 示

右は謄本である同日同庁

裁判所書記官 高

見

裁判官

梅

本

圭

郎

Щ

本 正

裁判官

道